

適合状況一覧表

この適合状況一覧表は、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第5をもとに作成しており、数字(1～19や(1)(2)等)及び記号(アイウ等)は、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第5の数字や記号に対応しています。

施設の区分 () 施設の規模()

バリアフリー法 対象施設 () 確認申請()

(横浜市で追加・対象規模の引き下げをしたものを含む)

※「建築物移動等円滑化基準」の凡例

同 左：指定施設整備基準と同じ規定

要確認：指定施設整備基準と異なるため、建築物移動等円滑化基準を確認

－：基準なし

↓ 対象となる整備項目にチェックをしてください。「適合・不適合」、「あり・なし」はいずれかに○をしてください。

整備項目	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準※	備考
□ 1 移動等円滑化経路	(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。		
	ア 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路（当該利用居室が12の項(1)の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、当該客席の出入口と車いす使用者用部分との間の経路（以下この項及び別表第9の備考19において「車いす使用者用経路」という。）を含む。）	あり・なし	要確認
	イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）又は住室から当該車いす使用者用便房までの経路（当該利用居室が12の項(1)の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、車いす使用者用経路を含む。）	あり・なし	要確認
	ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室又は住室までの経路（当該利用居室が12の項(1)の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席である場合にあっては、車いす使用者用経路を含む。）	あり・なし	要確認
	エ 建築物に住室を設ける場合 道等から当該住室までの経路	あり・なし	－
	オ 5の項(2)キただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合 利用居室から当該授乳ができる場所までの経路	あり・なし	同左
	カ 5の項(2)クただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合 利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路	あり・なし	同左
	(2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けてはならない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。	適合・不適合	同左

整備項目	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準※	備考
□ 2 敷地内の通路	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。（6診療所（患者の収容施設がないものに限る。）（300㎡未満）、8薬局（300㎡未満）、16理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗（300㎡未満）、36地下街の施設については、（1）イの整備基準は適用しない。）		
	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適合・不適合	同左
	イ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。		
	(ア) 段の上端及び下端に近接する部分	適合・不適合	要確認
	(イ) 車路に近接する部分	適合・不適合	要確認
	ウ 段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。	あり・なし	同左
	(ア) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。	適合・不適合	同左
	a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	適合・不適合	同左
	b 握りやすい形状とすること。	適合・不適合	同左
	c 手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	適合・不適合	同左
	d 段がある部分の手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。	適合・不適合	同左
	e 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75cm以上85cm以下とすること。	適合・不適合	同左
	f 手すりの水平部分の高さは、路面又は床面から75cm以上85cm以下とすること。	適合・不適合	—
	(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。	適合・不適合	同左
	(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	適合・不適合	同左
	(エ) 回り段でないこと。	適合・不適合	同左
	(オ) けこみ板を設けること。	適合・不適合	同左
	(カ) 段鼻には、滑り止めを設けること。	適合・不適合	—
	エ 傾斜路は、次に掲げるものであること。	あり・なし	同左
	(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。	1／ 高さ cm	同左
	a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	適合・不適合	同左
	b 手すりの高さは、75cm以上85cm以下とすること。	適合・不適合	同左
	c 握りやすい形状とすること。	適合・不適合	同左
	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	適合・不適合	同左
	(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	適合・不適合	同左

整備項目	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準※	備考
	(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。		
	ア 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。	適合・不適合	同左
	イ 幅は、140cm以上とすること。	cm	同左
	ウ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	適合・不適合	同左
	エ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	適合・不適合	同左
	オ 傾斜路は、次に掲げるものであること。	あり・なし	同左
	(ア) 幅は、140cm以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあつては、100cm以上とすること。	cm 併設する 併設しない	同左
	a 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10cmを限度として、ないものとみなす。）が、120cm以上	cm	同左
	b けあげの寸法が、18cm以下	cm	同左
	c 踏面の寸法が、26cm以上	cm	同左
	(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。	1/	同左
	(ウ) 高さが75cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	高低差 cm	同左
	(エ) 2 (1) エ (ア) に定める構造の手すりを設けること。	適合・不適合	要確認
	〔2 (1) エ (ア) に定める構造〕		
	a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	適合・不適合	同左
	b 手すりの高さは、75cm以上85cm以下とすること。	適合・不適合	同左
	c 握りやすい形状とすること。	適合・不適合	同左
	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	適合・不適合	同左
	(オ) 両側に、側壁又は高さ5cm以上の立ち上がり部を設けること。	適合・不適合	同左
	カ 傾斜路の前後には、長さ150cm以上の水平部分を確保すること。	適合・不適合	同左
	キ 排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。	適合・不適合	同左
	(3) 道等から利用居室、住戸又は住室までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における1の項(1)ア及びエ並びに(2)の規定の適用については、1の項(1)ア及びエ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。		

整備項目	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準※	備考
□ 3 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。(30事務所、31工場、32学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、36地下街、37複合施設については、機械式駐車場のみを設置する場合に限り、適用しない。)	適合・不適合	要確認
	ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）	総駐車台数 台中 台	同左
	イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数	総駐車台数 台中 台	同左
	(2) 建築物の増築又は改築（用途の変更をして指定施設にすることを含む。以下この表において「増築等」という。）をする場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。		
	ア 当該増築等に係る部分に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合 (7)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(7)又は(イ)に定める数	適合・不適合	同左
	(7) 当該駐車場（当該増築等に係る部分に設けるものに限る。以下このアにおいて同じ。）に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。(イ)において同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）	総駐車台数 台中 台	同左
	(イ) 当該駐車場に設ける駐車施設の数200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）	総駐車台数 台中 台	同左
	イ 当該駐車場を設けない場合 1	適合・不適合	同左
	(3) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。	適合・不適合	同左
	ア 幅は、350cm以上とすること。	適合・不適合	同左
	イ 1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	適合・不適合	同左
	ウ 自走式駐車場に設ける場合は次に掲げるものとする。	適合・不適合	同左
	(ア) 奥行きは、600cm以上とすること。ただし、2台目からの車いす使用者用駐車施設については、奥行きを500cm以上とすることができる。	適合・不適合	同左
	(イ) 水平な場所に設けること。	適合・不適合	同左
	(ウ) 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。	適合・不適合	同左
	エ 機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとする。	適合・不適合	同左
	(ア) 当該機械式駐車場の出入口の部分に車いす使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。	適合・不適合	同左
	(イ) 車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。	適合・不適合	同左
	(4) 車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。	適合・不適合	—

整備項目	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準※	備考
4 出入口	移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。（※6診療所（患者の収容施設がないものに限る。）（300㎡未満）、8薬局（300㎡未満）、36地下街、37複合施設については、直接地上へ通ずる出入口について基準を適用する。）		
	(1) 幅は、80cm以上とすること。ただし、(2)に掲げるものを除く。	cm	同左
	(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、90cm以上とすること。	cm	同左
	(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	適合・不適合	同左
	(4) 戸の横に幅30cm以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。	適合・不適合	—
5 廊下等	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。		
	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適合・不適合	同左
	★ イ 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、又は高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分を除く。	適合・不適合	要確認
	(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等（車いす使用者用経路を構成する廊下等を除く。）は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。		
	ア 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。	適合・不適合	同左
	イ 幅は、140cm以上とすること。（※30事務所、31工場、32学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、35寄宿舍、37複合施設については、この整備基準は適用しない。）	cm	同左
	ウ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	適合・不適合	同左
	エ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	適合・不適合	同左
	オ 傾斜路の前後には、長さ150cm以上の水平部分を確保すること。（6診療所（患者の収容施設がないものに限る。）（300㎡未満）、8薬局（300㎡未満）、15銀行その他これに類するサービス業を営む店舗（300㎡未満）、16理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗（300㎡未満）、36地下街については、この整備基準に限り適用する。）	適合・不適合	要確認
	カ 排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設けること。	適合・不適合	同左
	キ 授乳ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。	適合・不適合	同左
	ク おむつ交換ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。	適合・不適合	同左
	(2) キ及びクの基準について、9学校においては幼稚園、26体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設においては一般公共の用に供する施設に限り適用する。また、23遊技場において、風営法第2条第1項第4号に規定する営業を行う施設については、適用しない。		
	15銀行その他これに類するサービス業を営む店舗（300㎡未満）については(1)イ及び(2)エの整備基準に限り適用する。		

整備項目	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準※	備考
6 階 段	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。(36地下街の施設については、(1)オの整備基準は適用しない。)		
	ア 両側に、2の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。 (30事務所、31工場、32学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、35寄宿舍、37複合施設については、この整備基準は適用しない。)	適合・不適合	同左
	〔2の項(1)ウ(ア)に定める構造〕		
	a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	適合・不適合	同左
	b 握りやすい形状とすること。	適合・不適合	同左
	c 手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	適合・不適合	同左
	d 段のある部分の手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りではない。	適合・不適合	同左
	e 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75cm以上85cm以下とすること。	適合・不適合	同左
	f 手すりの水平部分の高さは、路面又は床面から75cm以上85cm以下とすること。	適合・不適合	—
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適合・不適合	同左
	ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより段を容易に識別できるものとする。	適合・不適合	同左
	エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	適合・不適合	同左
	★オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。(15銀行その他これに類するサービスを営む店舗(300㎡未満)についてはこの整備基準に限り適用する。)	適合・不適合	要確認
	カ 回り階段でないこと。	適合・不適合	同左
	キ けあげの寸法は、18cm以下とすること。	cm	同左
	ク 踏面の寸法は、26cm以上とすること。	cm	同左
	ケ 幅(当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10cmを限度として、ないものとみなす。)は、120cm以上とすること。	cm	同左
	コ けこみ板を設けること。	適合・不適合	同左
	サ 段鼻には、滑り止めを設けること。	適合・不適合	—
	(2) (1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている経路が確保されている場合であつて、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。	適合・不適合	要確認
	(3) (2)の規定に関わらず、(1)カの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている経路が確保されている場合にあつては、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。	適合・不適合	要確認
	(4) (1)キからサまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている経路が確保されている場合にあつては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段のうち1以上が適合すれば足りることとする。		要確認

整備項目	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準※	備考
7 傾斜路	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。（6診療所（患者の収容施設がないものに限る。）（300㎡未満）、8薬局（300㎡未満）、16理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗（300㎡未満）、36地下街の施設については、(1)エの整備基準は適用しない。）		
	ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある傾斜路には、2の項(1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	1/高さ cm	同左
	〔2の項(1)エ(ア)に定める構造〕		
	a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	適合・不適合	同左
	b 手すりの高さは、75cm以上85cm以下とすること。	適合・不適合	同左
	c 握りやすい形状とすること。	適合・不適合	同左
	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	適合・不適合	同左
	イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適合・不適合	同左
	ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	適合・不適合	同左
	エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。	適合・不適合	要確認
	(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（車いす使用者用経路を構成する傾斜路を除く。）は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。		
	ア 幅は、140cm以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあっては、100cm以上とすること。	cm 併設する 併設しない	同左
	(ア) けあげの寸法が、18cm以下	cm	同左
	(イ) 踏面の寸法が、26cm以上	cm	同左
	(ウ) 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10cmを限度として、ないものとみなす。）は、120cm以上	cm	—
	イ 勾配は、12分の1を超えないこと。	1/	同左
	ウ 高さが75cmを超えるものにあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	高低差 cm 適合・不適合	同左
	エ 2の項(1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	適合・不適合	要確認
	〔2の項(1)エ(ア)に定める構造〕		
	a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	適合・不適合	同左
	b 手すりの高さは、75cm以上85cm以下とすること。	適合・不適合	同左
	c 握りやすい形状とすること。	適合・不適合	同左
	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	適合・不適合	同左
	オ 両側に、側壁又は高さ5cm以上の立ち上がり部を設けること。	適合・不適合	同左

整備項目	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準※	備考	
□ 8 エレベーターその他の昇降機	(1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター（(2)に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。（30事務所、31工場、32学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、35寄宿舍、37複合施設は、階数が4以上（専ら倉庫、機械室その他これらに類するものの用に供する階を除く。）の施設に限り適用する。）			
	ア かごは、利用居室、住室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	適合・不適合	要確認	
	イ かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。ただし、床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該エレベーターにより往来することができる建築物の部分（非常時においてのみ往来することができる建築物の部分を除く。）の床面積の合計が5,000㎡以下である場合を除く。）のかご及び昇降路の出入口の幅は、90cm以上とすること。	cm	同左	
	ウ かごの奥行きは、135cm以上とすること。	cm※	同左	
	エ 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150cm以上とすること。	適合・不適合	同左	
	オ かご内の左右両面の側板及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	適合・不適合	同左	
	カ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。	適合・不適合	同左	
	キ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。	適合・不適合	同左	
	ク 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。	適合・不適合	要確認	
	（ア） かごの幅は、140cm以上とすること。※	cm	同左	
	（イ） かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。	適合・不適合	同左	
	ケ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。	適合・不適合	要確認	
	コ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。	適合・不適合	要確認	
	（ア） 点字			
	（イ） 文字等の浮き彫り			
	（ウ） 音による案内			
	（エ） その他これらに類するもの			
	サ かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	適合・不適合	要確認	
	シ かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。	適合・不適合	同左	
	ス かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。	適合・不適合	同左	
※ 30事務所、31工場、32学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、35寄宿舍については、(1)クに規定する整備基準は、エレベーターのかごの幅が105cm以上かつ、後方を確認できる鏡を設置した場合に限り、適用しない。				
(2) 移動等円滑化経路を構成する令第19条第2項第6号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造としなければならない。	適合・不適合	同左		

整備項目	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準※	備考
□ 9 便所	(1) 用途に供する部分の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下この項において同じ。）の合計が500㎡以上の建築物にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、令第14条第1項の規定により国土交通大臣が定める配置の基準に従い、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階（同項に規定する国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数以上設けなければならない。	適合・不適合	同左
	(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全て（増築等をする場合にあっては、そのうち当該増築等に係る部分を有する階数に相当する数以上（床面積の合計が500㎡未満の建築物で、当該便所を設けるものにあっては、そのうち1以上））は、次に掲げるものでなければならない。ただし、増築等をする場合であって、当該増築等に係る部分に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分を含まないときは、この限りでない。	適合・不適合	同左
	ア 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	適合・不適合	同左
	イ 便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	適合・不適合	同左
	ウ 出入口の幅は、80cm以上とすること。ただし、便房が廊下等に直接面している場合は、この限りでない。	cm	同左
	エ 次に掲げる洗面台を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。	適合・不適合	—
	(ア) 洗面器（乳幼児用のものを除く。）の両側（洗面器が荷重に対し必要な強度を有さず、身体を支持することができない場合には、両側及び手前）に手すりを設けること。	適合・不適合	要確認
	(イ) 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。	適合・不適合	—
	(ウ) 洗面台の鏡は、床面から90cm以下の位置から上方へ垂直に80cm以上の長さで設けること。ただし、乳幼児用のものの位置及び長さについては、この限りでない。	適合・不適合	—
	オ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。		
	(ア) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。	適合・不適合	同左
	(イ) 前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。	適合・不適合	同左
	(ウ) 前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせること。	適合・不適合	—
	(エ) 前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。	適合・不適合	—
	カ 車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものであること。ただし、車いす使用者用便房以外に設ける便房が男子用小便器のみである場合には、(ウ)の規定は適用しない。		
	(ア) 手すりを設けること。	適合・不適合	同左
	(イ) 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	適合・不適合	同左
	(ウ) 便器は、腰掛便座とすること。	適合・不適合	同左

整備項目	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準※	備考
	(3) (1)の規定により不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上（当該階において不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が1万㎡を超える場合にあっては、令第14条第2項の規定により国土交通大臣が定める数以上）に、車いす使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けなければならない。ただし、車いす使用者が車いす使用者用便房を利用する上で支障がないものとして同項ただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	適合・不適合	同左
	(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の特別特定建築物がある場合においては、それらの特別特定建築物の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計の和をいう。）が1,000㎡未満の建築物において不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車いす使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けなければならない。	適合・不適合	同左
	(5) (3)及び(4)の規定により設ける車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。	適合・不適合	同左
	ア 車いす使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	適合・不適合	同左
	イ 次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。	適合・不適合	要確認
	(ア) 腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「L型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。	適合・不適合	—
	(イ) L型手すりとは可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。	適合・不適合	—
	(ウ) L型手すりとは可動式の手すりの間隔は、70cm以上75cm以下とすること。	適合・不適合	—
	(エ) 可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。	適合・不適合	—
	(オ) L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25cm程度とすること。	適合・不適合	—
	ウ 次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。	適合・不適合	要確認
	(ア) 腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。	適合・不適合	—
	(イ) 腰掛便座の座面の高さは、車いすの座面の高さに合わせること。	適合・不適合	—
	(ウ) 便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	適合・不適合	—
	エ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	適合・不適合	同左

整備項目	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準※	備考
	オ 次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。	適合・不適合	要確認
	(ア) 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	適合・不適合	—
	(イ) 洗面器の下端の高さは、床面から65cm以上70cm以下とし、車いす使用者の膝が入るようにすること。	適合・不適合	—
	(ウ) 洗面台の鏡は、床面から90cm以下の位置から上方へ垂直に80cm以上の長さで設けること。	適合・不適合	—
	カ 紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。	適合・不適合	—
	キ 非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。 (17公衆便所のうち公園内に設置する便所については、別表9備考22を参照。)	適合・不適合	—
	ク 戸の横に幅30cm以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。	適合・不適合	—
	ケ 当該車いす使用者用便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。	適合・不適合	同左
	(6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものでなければならない。	適合・不適合	同左
	ア 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。 (30事務所、31工場、32学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、36地下街、37複合施設については、この整備基準は適用しない。)	適合・不適合	同左
	(ア) 当該便房の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。	適合・不適合	同左
	(イ) 専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。 (17公衆便所のうち公園内に設置する便所については、別表9備考23を参照。)	適合・不適合	—
	イ 便所内に、次に掲げる便房をそれぞれ1以上設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示を行うこと。(9学校においては幼稚園、26体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設においては一般公共の用に供する施設に限り適用する。また、23遊技場において、風営法第2条第1項第4号に規定する営業を行う施設については、適用しない。)	適合・不適合	同左
	(ア) 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房	適合・不適合	同左
	(イ) 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房	適合・不適合	同左

整備項目	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準※	備考
10 浴室又はシャワー室	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室を設ける場合には、当該浴室又はシャワー室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。	適合・不適合	同左
	(2) (1) の浴室又はシャワー室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。		
	ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	適合・不適合	同左
	イ 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。	適合・不適合	同左
	ウ 出入口は、次に掲げるものであること。		
	(ア) 幅は、80cm以上とすること。	cm	同左
	(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	適合・不適合	同左
	エ 高齢者、障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。	適合・不適合	—
	オ 浴槽、シャワー及び水栓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように構造とすること。	適合・不適合	—

整備項目	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準※	備考
□ 11 ホテル又は旅館の客室	(1) 客室のうち客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上は、車いす使用者用客室を設けなければならない。	総客室数 室中 室	要確認
	(2) 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。	適合・不適合	同左
	ア 便所は、次に掲げるものであること。	適合・不適合	要確認
	(ア) 9の項(5)イからキまでに定める構造の車いす使用者用便房を設けること。	適合・不適合	要確認
	(イ) 車いす使用者用便房及び当該車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。		
	a 幅は、80cm以上とすること。	cm	同左
	b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	適合・不適合	同左
	(ウ) 水洗器具を備えた便房を設けること。	適合・不適合	—
	イ 浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。	適合・不適合	要確認
	(ア) 車いす使用者が円滑に利用することができる浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	適合・不適合	同左
	(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	適合・不適合	同左
	(ウ) 出入口は、ア(イ)に掲げるものであること。		
	[ア(イ)に掲げるもの]		
	a 幅は、80cm以上とすること。	cm	同左
	b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	適合・不適合	同左
	(エ) 車いす使用者が浴槽へ移乗するための空間を設けること。	適合・不適合	—
	(オ) 水栓は、容易に温度調節のできるものとする。	適合・不適合	—
ウ	車いす使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分な空間を確保すること。	適合・不適合	同左
エ	ベッドは、次に掲げるものであること。	適合・不適合	同左
	(ア) ベッドの高さは、車いすの座面の高さと同程度とすること。	適合・不適合	同左
	(イ) ベッドは、車いすのフットサポートが下部に入る高さとする。	適合・不適合	—
オ	高さ120cm、奥行き60cm程度の収納棚及び高さ120cm程度のハンガー掛けを設けること。	適合・不適合	—
カ	コンセント、スイッチ等は、床面から40cm以上110cm以下の高さに設け、操作が容易であるものとする。	適合・不適合	—
キ	スイッチは、ベッド周りの手の届く範囲に設けること。	適合・不適合	—

整備項目	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準※	備考
□ 12 客席及び舞台	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上の車いす使用者用部分を設けなければならない。	適合・不適合	同左
	ア 当該客席（増築等をする場合にあっては、増築等に係る部分に設けるものに限る。イにおいて同じ。）に設ける座席の数が400以下の場合は2とする。	席	要確認
	イ 当該客席に設ける座席の数が400を超える場合 当該座席の数に200分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）	席	同左
	(2) (1)の車いす使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。	適合・不適合	同左
	ア 幅は、90cm以上とすること。	適合・不適合	同左
	イ 奥行きは、150cm以上とすること。ただし、3か所目からの車いす使用者用部分については奥行きを135cm以上とすることができる。	適合・不適合	要確認
	ウ 観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に設けること。	適合・不適合	—
	エ 床は平らとすること。	適合・不適合	同左
	(3) 車いす使用者用経路のうち1以上は、5の項(1)及び7の項(1)イからエまでの規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	適合・不適合	同左
	ア 表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。	適合・不適合	—
	イ 幅は、120cm以上とすること。	適合・不適合	要確認
	ウ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	適合・不適合	同左
	エ 段又は勾配が12分の1を超える傾斜路を設けないこと。	適合・不適合	要確認
	オ 高さが16cmを超える傾斜がある傾斜路には、手すりを設けること。	適合・不適合	要確認
	カ 傾斜路の前後には長さ150cm以上の水平部分を確保すること。	適合・不適合	—
	キ 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	適合・不適合	同左
	(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が支障なく客席及び袖口から舞台に上がることができるような経路を確保することとし、当該経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。	適合・不適合	—
	ア 車いす使用者が通路等を通行しやすい幅とすること。	適合・不適合	—
	イ 段又は勾配が12分の1を超える傾斜路を設けないこと。	適合・不適合	—
	ウ 傾斜路を設ける場合は、その前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	適合・不適合	—

整備項目	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準※	備考
□ 13 標識	(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。	適合・不適合	同左
	ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。	適合・不適合	同左
	イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合するもの）であること。	適合・不適合	同左
	(2) (1) の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。	適合・不適合	同左
	(3) (1) の駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。	適合・不適合	同左
6 診療所（患者の収容施設がないものに限る。）（300㎡未満）、8 薬局（300㎡未満）、9 学校（1,000㎡未満）、10 自動車教習所その他これに類するもの（1,000㎡未満）、30 事務所、31 工場、32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、36 地下街、37 複合施設については、この整備基準を適用しない。ただし、これらの施設が標識を設ける場合は、上記の整備基準を遵守すること。			
□ 14 案内設備	(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に掲げる構造の案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。		
	ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は、地色と対比効果があるものとする。	適合・不適合	—
	イ 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。	適合・不適合	—
	ウ 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。	適合・不適合	—
	エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。	適合・不適合	—
	オ 案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。	適合・不適合	—
	(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次に掲げる方法のいずれかにより視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。		同左
	ア 点字	適合・不適合	同左
	イ 文字等の浮き彫り		同左
	ウ 音による案内		同左
	エ その他これらに類するもの		同左
	(3) 案内所を設ける場合は、(1) 及び (2) の規定は適用しない。	あり・なし	同左
6 診療所（患者の収容施設がないものに限る。）（300㎡未満）、8 薬局（300㎡未満）、9 学校（1,000㎡未満）、10 自動車教習所その他これに類するもの（1,000㎡未満）、30 事務所、31 工場、32 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、36 地下街、37 複合施設については、この整備基準を適用しない。ただし、これらの施設が案内設備を設ける場合は、上記の整備基準を遵守すること。			

整備項目	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準※	備考
☐ 15 案内設備までの経路	歩道上から14の項(2)に規定する設備又は同項(3)に規定する案内所までの経路のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。 (5診療所(患者の収容施設があるものに限る。)(1,000㎡未満)、6診療所(患者の収容施設がないものに限る。)(1,000㎡未満)、8薬局(1,000㎡未満)、11博物館、美術館又は図書館(1,000㎡未満)、13集会場(一の集会室の面積が200㎡を超えるものに限る。))又は公会堂(1,000㎡未満)、15銀行その他これに類するサービス業を営む店舗(銀行を除く。)(1,000㎡未満)、16理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗、19百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(薬局を除く。)(1,000㎡未満)、20飲食店、21クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、22劇場、観覧場、映画館又は演芸場(1,000㎡未満)、23遊技場、25公衆浴場、26体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設、27ホテルまたは旅館、29展示場においては、「歩道上から」とあるのは「道等から」とする。)	適合・不適合	要確認
	(1)当該経路に、視覚障害者の誘導を行うために、16の項(1)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック等及び点状ブロック等をいう)を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。	適合・不適合	要確認
	(2)当該経路を構成する傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。	適合・不適合	要確認
	(1)視覚障害者用誘導用ブロックの構造は、次に掲げるものでなければならない。	適合・不適合	—
☐ 16 視覚設備	ア 大きさは、縦横それぞれ30cm以上とすること。	適合・不適合	—
	イ 色は、原則として黄色とし、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。	適合・不適合	—
	ウ 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、および輝度の低下が少ない素材とすること。	適合・不適合	—
	エ 形状は、次のとおりとすること。		
	(ア)突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。	適合・不適合	—
	(イ)移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。	適合・不適合	—
	(ウ)視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。	適合・不適合	—
	(2)階段、段及び傾斜路の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行わなければならない。	適合・不適合	—
	(3)エスカレーターを設ける場合は、くし板をステップ部分と区別しやすい色としなければならない。	適合・不適合	—
	(4)視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には、音声による誘導装置を設けなければならない。	適合・不適合	—

整備項目	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準※	備考
17 聴覚設備	(1) (1) 別表第1 1 建築物の部4の項及び15の項に掲げる施設の利用者の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合には、そのうち1以上は、文字により情報を表示する設備を設けなければならない。	適合・不適合	—
	(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を1台以上備えなければならない。	適合・不適合	—
	(3) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、集団補聴設備を設けなければならない。	適合・不適合	—
18 誘導設備等	(1) 音響装置により火災を知らせる警報設備を設けなければならない。	適合・不適合	—
	(2) 屋外へ通ずる出入口及び直通階段の出入口に、点滅型誘導灯を設けなければならない。	適合・不適合	—
19 附帯設備	(1) カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、車いす使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。	適合・不適合	—
	(2) 水飲みを設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。		
	ア 車いす使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。	適合・不適合	—
	イ 水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とすること。	適合・不適合	—
	(3) 自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。		
	ア 前面には、車いす使用者が円滑に利用できるような十分なスペースを確保すること。	適合・不適合	—
	イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。	適合・不適合	—
★印のある整備基準は、6診療所（患者の収容施設がないものに限る。）（300㎡未満）、7助産所（1,000㎡未満）、8薬局（300㎡未満）、9学校（1,000㎡未満）、10自動車教習所その他これに類するもの（1,000㎡未満）、12博物館類似施設その他これに類する施設（1000㎡未満）、14集会場（全ての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。）（1,000㎡未満）、16理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗（300㎡未満）、18認可外保育施設、24キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの、28ホテル又は旅館以外の宿泊施設、30事務所、31工場、32学習塾、華道教室、囲碁教室その他これに類するもの、33自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）、35寄宿舍、36地下街、37複合施設については、適用しない。 （備考） 2老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（認可外保育施設を除く。）、9学校（特別支援学校を除く）、10自動車教習所その他これに類するもの、18認可外保育施設、26体育館、水泳所、ボーリング場その他これらに類する運動施設、30事務所、31工場、32学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、34共同住宅及び35寄宿舍について、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。			
※「建築物移動等円滑化基準」の凡例 同 左：指定施設整備基準と同じ規定 要確認：指定施設整備基準と異なるため、建築物移動等円滑化基準を確認 —：基準なし			